

○保安林解除申請書作成作業区分

1 計画準備

計画準備は、計画の開始に先立ち、計画地域、計画量、計画期間及び計画方法について適切な計画を策定する。

2 調査

1) 土地登記簿照合

土地登記簿で計画地の地番を把握し、該当地番が保安林であるかを確認する。

2) 保安林台帳及び森林簿照合・現地踏査

森林・林業総室又は各総合事務所農林局担当課に保管されている保安林台帳及び森林簿を閲覧し、保安林指定の有無と保安林の種類を確認するとともに該当地番が保安林であるかどうかを確認する。また、現地踏査を行い対象地域の土地の概況を把握する。

3 書類作成

1) 申請書作成

指定様式申請書により作成する。

国有保安林・民有1～3号保安林（水源かん養、土砂流出防備及び土砂崩壊防備保安林）については大臣宛での申請書様式、それ以外は知事宛での申請様式を用いる。

森林所在場所は土地登記簿と一致させ、全面積（台帳・実測又は見込）、要解除（実測・見込面積）、森林所有者の氏名又は名称及び住所を記入する。なお、同一字内では、地番の小さいものから順次記載する。

2) 事業計画書作成

① 地番別土地集計表

指定様式申請書により作成する。

ア 権利の種類は、所有権、地上権、賃借権、売買契約、土地使用承諾及び同意等を記入する。

イ 権利の取得状況は、取得及び使用承諾等の年月日を記入する。

ウ 土地登記簿謄本、権利の取得の状況を証する書類の写しを添付する。

② 工事工程表

ア バーチャートで記入する。

イ 工種は、具体的な分類によること。

ウ 保安林内と保安林外施工分を併記すること。なお事業区域の全部が保安林内である場合には、その旨を記入し、バーチャートは1本のみで差し支えない。

エ 防災工事を先行して計画すること。

オ 保安林内の着工予定年月日は、申請後、所要の処理時間を考慮した計画とすること。

③ 用途別面積等求積

横列：用地の現況 — 保安林、山林、田畑の構成比を記入する。

縦列：転用後の用途 — 計算式及び率%を記入する。

3) 代替施設計画書作成

① 代替施設は、転用に伴って失われる当該保安林の代替機能を果たすべき施設を記入する。

② 工法的には主に防災施設及び緑化工法等がこれに該当し、土工、安全施設工、舗装等は該当しない。

③ 排水施設計画、土砂流出の防止計画を作成し添付する。

4) 工事数量とりまとめ（事業に要する経費の内訳の作成）

① 大項目は、土工、防災工、排水工、緑地工等の大分類を記入すること。

② 中項目は、それぞれの大項目別に具体的な工種を記入すること。

③ 員数は、中項目ごとの総数量（単位を付す）を記入すること。

④ 摘要は、員数の全部が保安林内又は保安林外である場合には記入しない。

5) 選定理由取りまとめ

自然的条件、地理的条件、土地利用の状況等から当該事業用地として保安林以外に適地を求めることが極めて困難である理由、極力保安林を避けて選定した状況、公的土地利用計画等との適合性等について具体的に記入すること。

なお、必要に応じて選定経過を別紙に具体的に記入し、関係図書を添付すること。

6) 樹種樹齢調書作成

樹種樹齢調書を作成する。

7) 残土処理計画策定（土工調書）

① 残土処理地の現場内外の別、具体的な位置を記入する。

② 位置図を添付する。

4 図面作成

1) 位置図作成

①行政区界、②事業区域界（青）、③解除申請区域（赤くうすく着色）、道路等継続事業の場合には④施行済区域（保安林の場合は解除告示年月日及び番号を併記）、⑤申請区域、⑥計画区域を図示し、それぞれの⑦区間年度延長等を記入すること。⑧残土処理を要する場合には、残土処理箇所を国土地理院発行の5万分の1地形図に記入する。

2) 保安林解除図作成

①市町村界、②大字界、③字界、④地番界、⑤地番、⑥地目、⑦事業区域界（青）、保安林界（赤）、⑧解除申請区域（赤くうすく着色）、⑨解除申請地の隣接地の地番及び地目を縮尺1/500～1/2,000の図面に記入する。

3) 面積計算図作成

①保安林界（赤）、②解除申請区域（赤くうすく着色）、③地番界を縮尺1/500～1/1,000の図面に記入する。

4) 事業計画図兼代替施設計画図作成

①地形（等高線入り）、②事業区域（青）、③保安林界（赤細線）、④解除申請区域（赤太線）、⑤土地利用計画（施設の配置及び名称）、⑥法面の位置、形状小段、⑦切土、盛土の区分、⑧えん堤、擁壁、排水施設の位置、記号又は番号、種類及び規模等の代替施設の配置、⑨縦横断測点又は測線、⑩地番界、地番、地目（隣接地も含む）を縮尺 1/500～1/2,000 の図面に記入する。

5) 用地縦断面図作成

①測点、②区間距離、③通加距離、④地盤高、⑤計画高、⑥切土高、⑦盛土高、⑧勾配、⑨保安林解除の申請区域（赤）を縮尺〔水平〕1/1,000～1/2,000、〔垂直〕1/200～1/400 の図面に記入する。

6) 標準断面図作成

①地質又は土質ごとの切土勾配及び盛土勾配、②小段の位置、幅及び間隔、③擁壁及び法面の保護施設、④宅地造成の場合は造成地盤の勾配を縮尺 1/200～1/400 の図面に記入する。

7) 森林計画照合図作成

事業計画書を縮小し、①事業区域界（青）、②解除申請区域（赤）を縮尺 1/5,000 の図面に記入する。

8) 全体写真作成

全景及び近景写真を撮影し資料に添付する。

事業計画図兼代替施設計画図等に撮影位置及び方向図示、事業区域（青）、保安林区域（赤細線）、保安林解除区域（赤太線）を明示する。

大規模な事業計画については、空中写真を添付する。

9) 公図転写及び連続図作成

法務局の土地台帳附属地図の写しを使い、①事業区域界（青）、②解除区域界（赤）、③字界、地番、地目等を記入する。

判読が困難となる場合には適宜の方法により集合図を作成する。

事業区域に隣接する土地の地番界等も記載する。

10) 航測図作成

図面がない場所においては、航測図を用いて作成してもよいものとする。

11) 関係図面着色

作成図面について適切に着色をする。

5 照査

調査、書類作成及び図面作成の内容について照査・確認するものとする。

6 打合せ

1) 主要な区切りにおいて受発注者間で打合せを行うものとする。

2) 受注者は、成果品の提出前に関係事務所農林局担当課の指導を受け、その結果を書面により調査職員に報告するものとする。

7 その他

「Q&A保安林解除林地開発（鳥取県農林水産部森林保全課 H6.7）」を参照とするものとする。